

滝沢市自治基本条例検証委員会の委員を募集します

◆滝沢市自治基本条例検証委員会委員の役割

滝沢市自治基本条例検証委員会は、滝沢市自治基本条例の運用状況や地域づくりについて、検証や調査研究を行う市長の諮問機関として設置され、委員会は、公募による市民、学識経験者、各種団体の役職員など10人以内で構成されます。

委員は、限られた範囲での要望や苦情を述べるのではなく、地域づくり全般について、市民目線に立ち、幅広い視野と公平な立場で意見を発する役割を担います。

◆滝沢市自治基本条例について

滝沢市は、市民が主体的に地域活動に取り組み、みんなが幸せに暮らせる地域づくりを推進したいと考えています。そのために必要となるのが、基本となる原則や市民、行政、議会の役割分担など、みんなが共有する地域のルールであり、滝沢市自治基本条例は、自治における「みんなが共有する地域のルール」として制定されました。

◆募集要項

○募集人員 2人程度

○応募資格

- (1) 18歳以上で、市内に住所がある、または通勤、通学している人
- (2) 検証委員会に出席できる人
- (3) 過去に本委員会の委員に委嘱を受けたことのない方

○任期4年

○会議の予定

- (1) 任期中の会議開催は年2回程度で、1回当たりの会議時間は約2時間です。
- (2) 会議は、平日の日中に主に市役所内の会議室で開催します。

○報酬及び旅費

- (1) 報酬 会議への出席1回ごとに7千円（源泉徴収あり。）
- (2) 旅費 滝沢市旅費規程に基づき支給（自宅～会議場所の往復距離8キロ以上の場合支給します。）

○応募書類

- ・申込書（住所、氏名等必要事項をご記入ください。）
- ・作文400字以内

テーマ：「やさしさに包まれた滝沢の実現に向けて～私が考える地域づくりについて」

日頃、地域活動に参加している場合はその内容と、テーマを踏まえて自身が考えるこれからの地域活動に必要なことや取組について記述してください。

○応募方法

10月24日（金）までに市役所企画政策課に直接提出、郵送または電子メールで申し込みください。提出された書類により選考後、結果を通知します。

送付先：〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼5-5
滝沢市役所 企画総務部 企画政策課宛
Eメール：kikaku@city.takizawa.iwate.jp
問合せ：019-656-6561